

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営に要する経費の一部を支援することにより、経営の安定化を図るとともに、農地の保全及び多様な担い手の確保につなげることを目的として、本市において一定規模以上の農業経営を行う者に対し、予算の範囲内で岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、農業経営体とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 農産物の生産又は委託を受けて農作業を行う者であって、生産又は作業に係る面積等が別表第1に定める規模要件のいずれかに該当するもの
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 岩国市内の農地を管理し、又は耕作する個人又は法人
 - イ 岩国市内の農地を管理し、又は耕作する2以上の個人又は法人が組織する団体（以下「団体」という。）
 - ウ その他市長が特に必要と認める者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、農業経営体で、次の表の左欄に掲げる農業経営体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件に該当するものとする。

農業経営体の区分	要件
個人	(1) 市税の滞納がないこと。
法人	(1) 法人に市税の滞納がないこと。 (2) 法人の代表者に市税の滞納がないこと。
団体	(1) 規約及び名簿を有すること。 (2) 団体を構成する者（以下「構成員」という。）の中に市税を滞納している者がいないこと。 (3) 構成員に法人が含まれる場合は、当該法人の代表者に市税の滞納がないこと。 (4) 補助金の交付申請をする年度において、構成員の中に補助金の交付を受けている又は受ける見込みがある他の団体の構成員がいないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 農業用機械購入事業 補助対象者が別表第1に定める規模要件を満たす生産又は作業において使用するための農業用機械（以下「機械」という。）を購入する事業

- (2) 農業用施設整備事業 補助対象者が別表第1に定める規模要件を満たす生産又は作業において使用するための農業用施設（以下「施設」という。）を整備する事業
- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める経費とする。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の1に相当する額とし、20万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度当たり1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助金の交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市ががんばる農業経営体支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 農業経営の規模を証明する資料（水稻細目書、耕作証明等）
- (4) 補助金に係る事業の内容を説明する資料

- 2 前項の交付申請の期間は、別に定める。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、次に掲げる条件を付して岩国市ががんばる農業経営体支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助事業の施行状況及び補助事業に係る収支（以下「補助事業の施行状況等」という。）について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長の求めに応じ、補助事業の施行状況等に関する調査に協力するものとし、このために必要な資料の提出を行うこと。

- 2 市長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、岩国市ががんばる農業経営体支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容又は交付申請の額を変更しようとするときに市長に提出する書類は、岩国市ががんばる農業経営体支援事業変更承認申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類とする。ただし、変更の内容が軽微な場合は、市長は、当該申請を省略させることができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、岩国市ががんばる農業経営体支援事業変更承認書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者が実績報告のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業報告書
- (3) 領収書の写し
- (4) 納品書又は請求書の写しであって、事業費及び事業内容の確認ができるもの
- (5) 補助事業により購入し、又は整備したものの写真（農業用施設整備事業にあっては、整備前後の写真を含む。）

2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して15日以内又は交付申請をした日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が請求のために市長に提出する書類は、岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金請求書（様式第8号）とする。

（財産の管理）

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図るよう指導するものとする。

2 市長は、必要があると認める場合、補助事業者に対して取得財産の管理状況について報告させ、又は関係職員にその状況を調査させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

生産又は作業に係る面積等	規模要件
1 経営耕地面積	30 a 以上
2 露地野菜作付面積	15 a 以上
3 施設野菜栽培面積	3.5 a 以上
4 果樹栽培面積	10 a 以上
5 露地花き栽培面積	10 a 以上
6 施設花き栽培面積	2.5 a 以上
7 搾乳牛飼養頭数	1 頭以上
8 肥育牛（繁殖素牛含む。）飼養頭数	1 頭以上
9 豚飼養頭数	15頭以上

10 採卵鶏飼養羽数	150羽以上
11 ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽以上
12 補助金の交付申請をする年の前年の農業生産物の総販売額	50万円以上

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
農業用機械購入事業	<p>次に掲げる要件を全て満たす機械の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(1) トラクター、田植機、防除用動力噴霧器、コンバイン、穀物乾燥機、畑作用作業機、自走式草刈機その他市長が特に必要と認める機械及び附帯機械であること（トラック、刈払機、パソコン等の農業用途以外に供することができる汎用性の高いものを除く。）。</p> <p>(2) 1点当たりの購入額が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。</p> <p>(3) 耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が5年以上であること（事業により購入する機械が中古の場合は、当該機械の耐用年数が2年以上であって、農業機械整備技能士等の資格を持つ者による整備保証を受けたものであること。）。</p> <p>(4) 購入する機械が既存の機械の更新に当たる場合、当該既存の機械が耐用年数を過ぎていること。</p> <p>(5) 購入する機械の利用区域及び保管場所が市内であること。</p> <p>(6) 補助対象事業について、国、他の地方公共団体及び市の他の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(7) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。</p>
農業用施設整備事業	<p>次に掲げる要件を全て満たす施設の整備（施設の設置、電気工事、附帯設備の設置等をいう。）に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(1) 農業用ビニールハウス、農機具格納庫、農業用集出荷施設その他市長が特に必要と認める施設であること（車庫等の農業用途以外に供することができる汎用性の高いものを除く。）。</p> <p>(2) 1点当たりの整備費が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。</p> <p>(3) 耐用年数が5年以上であること（事業により整備する施設が中古の場合は、当該施設の耐用年数が2年以上であること。）。</p> <p>(4) 整備する施設が市内に所在すること。</p> <p>(5) 補助対象事業について、国、他の地方公共団体及び市の他の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。</p>

（宛先）
岩国市長 様

住所又は所在地
団体名又は法人名
氏名又は代表者名
電 話 番 号

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金交付申請書

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 農業経営の規模

(1) 経営耕地面積

a

(2) 次に掲げる事業種目ごとの事業規模（該当する場合）

事業種目	事業規模	事業種目	事業規模
露地野菜	a	搾乳牛	頭
施設野菜	a	肥育牛（繁殖素牛）	頭
果樹栽培	a	豚	頭
露地花き	a	採卵鶏	羽
施設花き	a	ブロイラー	羽
その他			

※ 露地野菜、施設野菜、果樹栽培、露地花き、施設花きの事業規模は、経営耕地面積の内数を記入すること。

3 誓約事項

補助金の申請に当たり、次の要件を満たしていることを誓約します。

農業経営体の種類	チェック	要件
個人	<input type="checkbox"/>	(1) 市税の滞納がないこと。
法人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) 法人に市税の滞納がないこと。 (2) 法人の代表者に市税の滞納がないこと。
団体（2以上の個人又は法人が組織するもの）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) 規約及び名簿を有すること。 (2) 団体を構成する者（以下「構成員」という。）の中に市税を滞納している者がいないこと。 (3) 構成員に法人が含まれる場合は、当該法人の代表者に市税の滞納がないこと。 (4) この申請をする同一年度において、構成員の中に補助金の交付を受けている又は受ける見込みがある他の団体の構成員がいないこと。

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 農業経営の規模を証明する資料（水稻細目書、耕作証明等）
- (3) 補助金に係る事業の内容を説明する資料
 - ア 農業用機械購入事業
事業費見積書、製品カタログ、その他
 - イ 農業用施設整備事業
事業費見積書、整備位置図、計画平面図（施工図面）、現況写真、製品カタログ、その他
- (4) 規約及び名簿（申請者が2以上の個人又は法人が組織する団体の場合）

本件責任者氏名 _____
本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

事業計画書

1 補助金に係る事業の概要

(1) 農業用機械購入事業

農業用機械の名称	構造・規格 規模・能力	耐用 年数	保管場所 (地名地番)	金額 (税抜き)
				円
				円
合計 (A)				円

(2) 農業用施設整備事業

農業用施設の名称	構造・規格 規模・能力	耐用 年数	整備場所 (地名地番)	金額 (税抜き)
				円
				円
合計 (B)				円

2 事業費内訳

補助対象経費 (C) = (A) + (B)	補助金 (D) = (C) × 1 / 3	その他 (C) - (D)
円	円	円

※ 補助金は、1,000円未満切捨てとし、20万円を限度とする。

3 今後の営農計画

農業経営の規模 (現状)	農業経営の規模 (5年後の目標)	今後5年間で購入予定の農 業用機械・施設の購入予定 年、名称及び概算金額
a 頭 羽 万円	a 頭 羽 万円	

※ 該当する単位を囲むこと。

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

岩国市長 印

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の施行状況及び補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長の求めに応じ、補助事業の施行状況等に関する調査に協力するものとし、このために必要な資料の提出を行うこと。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

不交付の理由

（宛先）
岩国市長 様

住所又は所在地
団体名又は法人名
氏名又は代表者名
電話番号

岩国市がんばる農業経営体支援事業変更承認申請書

年 月 日付け第 号により決定があった岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更の理由

2 補助金申請額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引（追加・減額）申請額	円

3 変更の内容

4 添付資料

(1) 事業計画書（変更後）（別紙）

(2) 事業の変更内容等を説明する資料（交付申請の内容から変更があるものに限る。）

ア 農業用機械購入事業

事業費見積書、製品カタログ、その他

イ 農業用施設整備事業

事業費見積書、整備位置図、計画平面図（施工図面）、現況写真、製品カタログ、その他

本件責任者氏名 _____

本件担当者氏名 _____

連絡先 _____

事業計画書（変更後）

1 補助事業の概要

(1) 農業用機械購入事業

農業用機械の名称	構造・規格 規模・能力	耐用 年数	保管場所 (地名地番)	金額（税抜き）
				円
				円
合計（A）				円

(2) 農業用施設整備事業

農業用施設の名称	構造・規格 規模・能力	耐用 年数	整備場所 (地名地番)	金額（税抜き）
				円
				円
合計（B）				円

2 事業費内訳

補助対象経費 (C) = (A) + (B)	補助金 (D) = (C) × 1 / 3	その他 (C) - (D)
円	円	円

※ 補助金は、1,000円未満切捨てとし、20万円を限度とする。

3 今後の営農計画

農業経営の規模 (現状)	農業経営の規模 (5年後の目標)	今後5年間で購入予定の農 業用機械・施設の購入予定 年、名称及び概算金額
a 頭 羽 万円	a 頭 羽 万円	

※ 該当する単位を囲むこと。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

岩国市長

印

岩国市がんばる農業経営体支援事業変更承認書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更について、次のとおり承認したので通知します。

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 その他

（宛先）
岩国市長 様

住所又は所在地
団体名又は法人名
氏名又は代表者名
電話番号

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定のあった岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金について、次のとおり事業が完了したので報告します。

1 実績報告額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（別紙）
- (2) 領収書の写し
- (3) 納品書又は請求書の写しであって、事業費及び事業内容の確認ができるもの
- (4) 補助事業により購入し、又は整備したものの写真（農業用施設整備事業にあっては、整備前後の写真を含む。）

本件責任者氏名 _____
本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

事業報告書

1 補助事業の概要

(1) 農業用機械購入事業

農業用機械の名称	構造・規格 規模・能力	耐用 年数	保管場所 (地名地番)	金額 (税抜き)
				円
				円
合計 (A)				円

(2) 農業用施設整備事業

農業用施設の名称	構造・規格 規模・能力	耐用 年数	整備場所 (地名地番)	金額 (税抜き)
				円
				円
合計 (B)				円

2 事業費内訳

補助対象経費 (C) = (A) + (B)	補助金 (D) = (C) × 1 / 3	その他 (C) - (D)
円	円	円

※ 補助金は、1,000円未満切捨てとし、20万円を限度とする。

3 今後の営農計画

農業経営の規模 (現状)	農業経営の規模 (5年後の目標)	今後5年間で購入予定の農 業用機械・施設の購入予定 年、名称及び概算金額
a 頭 羽 万円	a 頭 羽 万円	

※ 該当する単位を囲むこと。

様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

岩国市長

印

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

確定額 金 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住所又は所在地

団体名又は法人名

氏名又は代表者名

電話番号

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金請求書

年 月 日付け第 号により額の確定通知があった岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金について、次のとおり請求します。

請求額 金 円

※ 岩国市に支払先口座の登録をしていない場合は、相手方登録申出書を提出してください。